

平成30年5月2日

## 放課後等デイサービス支給量 見直しのお知らせ

平素は、本市障害福祉行政にご理解、ご協力いただきありがとうございます。  
この度、障害福祉支援制度の見直しを行うこととなりました。  
放課後等デイサービスの支給量の基準が今年度から10日/月→18日/月となります。  
変更を希望される場合は、変更申請書と、サービス等利用計画書（セルフプラン可）  
の提出をお願いします。

また、18日を超えて療育支援が必要となる場合は、下記条件の手続きが必要です。

- ① 療育手帳Aを所持または特別児童扶養手当1級を受給されている方は、サービス等利用計画書（セルフプラン可）に必要な状況を明記してください。23日/月まで支給決定が可能です。
- ② 療育手帳Bを所持または特別児童扶養手当2級を受給されている方は、特定障害児相談支援事業所によるサービス等利用計画の内容により、23日/月まで支給決定が可能です。

放課後等デイサービスは、生活能力向上のために必要な訓練・社会との交流の促進  
その他必要な支援を行う療育活動です。お子様の状況・必要に応じたご利用の申請・  
利用をよろしく願いいたします。（また、申請にあたっては、通所先にて希望日数の  
受け入れが可能であるかどうか、確認をお願いします。）

ご不明な点等ございましたら、下記連絡先までお問い合わせください。

桜井市 社会福祉課 障害福祉係  
TEL：0744-42-9111（内線2121・2122）